福島市 農政だより

編集・発行
福島市五老内町３番１号
福島市農政部農業企画課
発行責任者
農政部長　清野　良彦

福島市の農家さん紹介 #02

南地区で露地きゅうりを栽培
斉藤　理奈（さいとう　りな）さん

　祖父が農業をしていたのを見て、野菜の栽培に興味を持ちました。好きなことを仕事にしたいと思い、本格的に農業を始めようと決意しました。
　令和２年６月に南地区で新規就農し、最初の年は、露地きゅうり20ａを栽培しました。繁忙期は12時間以上働き、農業の大変さを知りました。現在は３名を雇用し、約70ａの農地で営農しています。
　今年は施設きゅうりの栽培にチャレンジし、機械共選場を活用したいと考えています。また、簿記２級の資格取得に向けて勉強中です。来年には、ミニトマトの栽培にも挑戦したいです。
　今後も地域のセンパイ農家さん等に様々なことを聞きながら、安全で安心な野菜づくりに努めます。また、コツコツと営農し、地域に貢献したいと思っていますので、応援していただけたら嬉しいです。

福島市の「農業メンター事業」で“センパイ農家”として、斉藤さんをサポートしました。

※農業メンター事業については以下「農業メンター事業」をご覧ください。

“センパイ農家さん”施設トマトとズッキーニを栽培
今野　拓也（こんの　たくや）さん

　農業は就農してから定着するまでが大変だと思います。私は就農７年目ですが、苦労したことなどを同じ目線で伝えられるのではないかと思い、農業メンター事業の“センパイ農家さん”を引き受けました。
　これまでは生育状況や今後の見通し等について、一緒に考え、アドバイス等をしていました。今年から施設栽培に挑戦するとのことなので、補助金などの支援制度を上手に活用できるようサポートしたいと思っています。
　将来的には斉藤さんにもセンパイ農家さんとして頑張ってほしいと思います。誰かに教える時には、「これをすると失敗するだろうな」という固定観念を持たずに指導できたら良いと思います。
　同じ地域で頑張っている斉藤さんをいつも応援しています。斉藤さんとも協力して、地域の農産物をより良いものにしていきたいです。

あぐりっしゅサポートパッケージ　～新規就農支援～

営農資金

農業経営開始支援事業（独立就農）
65歳未満の新規就農者に月額５万円、最長２年間交付。※経営開始３年以内
【申請期間６/30㈭まで】

経営開始資金
50歳未満の新規就農者に年間150万円、最長３年間交付。
※経営開始３年以内

機械等補助

農業用機械等導入支援事業
65歳未満の新規就農者が10万円以上の農業用機械等を取得する場合、経費の３分の１以内を補助。最大30万円。
※経営開始３年以内
【申請期間６/30㈭まで】

経営発展支援事業
50歳未満の新規就農者が農業用機械等を取得する場合、経費の４分の３を補助。最大750万円。
※令和４年度中に農業経営を開始する方

営農定着・雇用補助

農業メンター事業
農業全般について気軽にご相談できる地域のセンパイ農家さんをご紹介します。
※経営開始３年以内
※２親等以内の直系尊属または配偶者が農業経営者でないこと

農業経営開始支援事業（雇用就農）
65歳未満の新規就農者を正規の従業員として雇用した法人に対して月額５万円を最長２年間交付。
※正規雇用開始後12ヶ月未満であること

〈問合せ先・申請先〉　農業企画課　農業担い手係　電話（525）3740

※先代事業者から経営を引き継いだ「後継者」も支援

経営継承・発展支援事業
令和３年以降に認定農業者等の先代事業者から、その経営を継承した後継者に対して、経営発展に向けた取り組み（農業用機械購入等）に必要な事業費の２分の１を補助。
最大100万円。

新規就農しやすくなりました！ 農地取得に係る「下限面積要件」を緩和します

～「新規就農者」の下限面積を
20アール（2,000㎡）に～

　遊休農地の発生防止・解消及び農業後継者・担い手の確保のため、新規就農者の増加を促進することを目的に、「新規就農者」に限り農地の権利取得に係る「下限面積要件」を緩和します。
　適用条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈問合せ先〉　農業委員会事務局　農地係　電話（525）3779

果樹品質のさらなるUPを！
～果樹品質向上支援対策事業～

モモなどの生産量・品質の確保を目的として、裂果防止や病害虫防除等に効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設を新設・更新する果樹農家の方へ、経費の一部を補助します。

１．対象費用　雨よけハウスや省力化のためのナシ棚等の新設、または既存施設の更新（雨よけハウスのビニール張替えは除く）にかかる費用
２．補 助 率　事業費の１／３以内（上限100万円）
※予算範囲内の補助
３．対 象 者　販売農家
（昨年度補助を受けていない方優先）
４．申請期間　６月30日㈭まで

〈問合せ先〉　農業振興課 生産振興係　電話(525)7720

農業のリスクに備える皆さんを支援します！

自然災害による収量・収入の減などのリスクに備える収入保険や果樹共済へ加入した方の保険料（共済掛金）の一部を市が支援します！

１．対　象　者：福島市内に住所を有している農業者。
２．対 象 要 件：⑴収入保険または果樹共済（対象：もも、りんご、なし、ぶどう）に加入していること。⑵確定した保険料（共済掛金）を完納していること。
３．補　助　率：農業者が負担した保険料（共済掛金）の５％。なお、申請日時点で認定農業者の方は保険料（共済掛金）の10％の支援が受けられます。

〈問合せ先〉　農業振興課 生産振興係　電話(525)7720

各種補助事業についてお気軽にご相談ください！

国や県においても農業者支援のための各種補助事業が実施されています。

事業の内容により募集要件等が異なり、事業計画の承認まで期間を要する場合もありますので、制度活用をご検討されている方はお気軽にご相談ください。

〈問合せ先〉　新規就農・農地集約について…
農業企画課　電話(525)3727
生産支援・加工（６次化）・販売について…
農業振興課　電話(525)7720

令和４年産大豆の新規作付けほ場へのカリ肥料散布について

令和４年に「震災後初めて作付けするほ場」は、放射性物質吸収抑制対策（カリ肥料の散布）が必要です。該当される方は５月20日㈮までに、問合せ先までご連絡ください（出荷・自家消費は問いません）。

〈問合せ先〉
農業振興課 生産振興係　電話(525)7720

福島市産ユズの「出荷制限」が解除されました

震災後初のユズ出荷制限解除！

本市産ユズは、平成23年８月29日付けで国から出荷制限を指示されていましたが、福島県において出荷制限解除に向けた緊急時モニタリング検査を実施した結果、全ての検体で100Bq／kgを超過する放射性セシウムは検出されなかったことから、令和４年３月30日付けで国の出荷制限が解除されました。

なお、**出荷・販売・譲渡が可能な生産者は、緊急時モニタリング検査を実施したほ場で、県が管理するリストに掲載されている必要があります。**

詳細については、問合せ先までご連絡ください。

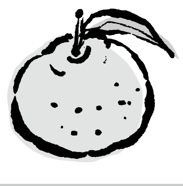

〈問合せ先〉　農業振興課 生産振興係　電話(525)7720
県北農林事務所 経営支援課　電話(521)2609

山菜等の出荷・販売・譲渡にはご注意ください！

福島市内では以下の山菜やきのこの出荷・販売・譲渡が制限されています。

たけのこ、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、ふきのとう（野生）、たらのめ（野生）、わらび（野生）、原木しいたけ（露地）、野生きのこ

※栽培わらびを出荷等する場合には、栽培に必要な条件やほ場等の安全性について県による事前確認を受ける必要がありますので、詳細は問合せ先までご連絡ください。

〈問合せ先〉　県北農林事務所 林業課　電話(521)2632

令和４年度経営所得安定対策等加入申請会

下記の日程により、「経営所得安定対策等」の加入申請会を各地域で開催します。お近くの会場で手続きをお願いします。（ご都合の悪い場合は期間中に他の会場で申請願います。）

なお、コロナウイルス感染拡大防止のため、来場の際はマスクの着用にご協力お願いします。

申請会には、次のものをご持参ください。

- **【全員】水稲生産実施計画書兼営農計画書（控え）、印鑑**
- **【新規に申請する方】預金通帳**

令和４年度経営所得安定対策等加入申請会日程　実施期間　5月23日㈪～6月1日㈬

月　日	開　催　場　所	受付時間	地　区　割
5月23日㈪	JAふくしま未来飯坂東支店　２F会議室	13:30 ～ 15:30	飯坂・中野・平野 湯野・東湯野・茂庭
5月24日㈫	JAふくしま未来福島南支店　２F会議室	10:00 ～ 12:00	杉妻・吉井田 荒井・土湯
		13:30 ～ 16:30	平田・大森・鳥川 佐原・佐倉
5月25日㈬	飯野学習センター　２Fホール	13:30 ～ 16:00	飯野
5月26日㈭	吾妻学習センター本館　多目的ホール	10:00 ～ 12:00	野田・庭坂
		13:30 ～ 16:00	庭塚・水保
5月27日㈮	信陵学習センター　大ホール	13:30 ～ 16:30	大笹生・笹谷
5月30日㈪	松川学習センター　多目的ホール	10:00 ～ 12:00	水原・下川崎
		13:30 ～ 16:30	松川・金谷川
5月31日㈫	JAふくしま未来本店別館　２F会議室	13:30 ～ 15:30	清水・余目・矢野目 鎌田・瀬上
6月1日㈬	JAふくしま未来東部支店　会議室	13:30 ～ 15:30	中央・渡利・立子山 岡山・向鎌田・大波

経営所得安定対策等の概要について

○水田活用の直接支払交付金

- 水田で、麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して直接交付。

対象作物	交　付　単　価
麦、大豆、飼料作物	35,000円／10ａ
WCS用稲	80,000円／10ａ
加工用米	20,000円／10ａ
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円／10ａ

※１　上記記載以外のメニューも設定しております。詳細については、下記問合せ先までご連絡ください。

※２　国の制度見直しにより、飼料用米複数年契約加算については、継続分（令和２・３年度契約）のみを対象に6,000円／10ａの支援となります。

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 麦、大豆、そば、なたね等を対象とし、生産量と品質に応じて交付。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

- 米（主食用米、備蓄米）、麦、大豆の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補てん。

※ゲタ・ナラシ対策は認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象となります。

〈問合せ先〉　農業振興課 生産振興係　電話（525）7720
JAふくしま未来福島地区 営農経済課　電話（554）5582

「福島駅前軽トラ市」出店者 大募集!!

　今年も本市産農産物の魅力と安全性を県内外へPRするため、「福島駅前軽トラ市」を開催します。福島駅前通りを歩行者天国にして対面販売を行うイベント版とオンラインショップを通じて生産者と消費者の「つながりの場」となるウェブ版の２通りで開催します。

　つきましては、福島市産の野菜やくだもの、農産物加工品などを販売していただける方を募集します！
　ぜひ多くの方に福島市の農業を身近に感じていただきましょう！

○イベント版「福島駅前軽トラ市」
〈開 催 日〉　７月～10月までの最終日曜日（計４回予定）
〈開催時間〉　午前10時30分～午後３時（予定）
　　　　　　（搬入：午前９時、撤収：午後４時）
〈開催場所〉　福島駅前通り（旧中合～AXCビルまでの区間）
〈参加条件〉　⑴本市産農産物の生産者及びそれらを利用した加工者であること。
　　　　　　⑵自ら販売できる方。
　　　　　　⑶残った商品は持ち帰る、または処理できる方。

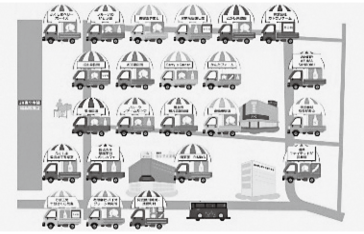

○ウェブ版「福島駅前軽トラ市」
〈開催時期〉　通年
〈開催方法〉　特設ウェブサイト
〈参加条件〉　⑴本市産農産物の生産者及びそれらを利用した加工者であること。
　　　　　　⑵主にオンラインショップをお持ちで、自ら販売できる方。
　　　　　　⑶オンラインショップは持っていないが、特色ある農業に取り組んでいる方。

○申込方法（イベント版、ウェブ版共通）
ファクスまたはネット申込み。（詳しくは、QRコード、下記URL参照）
https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-hanbai/keitoraichi.html
　申込締切　　**６月10日㊎まで**
　そ の 他　　福島駅前通りイベントについては、新型コロナウイルスの感染状況により変更、中止となる場合がございます。また、出店数によりご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

〈問合せ先〉　農業振興課 販売促進係　電話(529)7663

６次化への取り組みを応援します

　６次産業化（以下、６次化）とは、「農林水産業（１次産業）が、製造・加工（２次産業）や流通・販売・サービス（３次産業）と連携・融合する取組」で、１次産業×２次産業×３次産業＝「６次産業」で表されます。
　自ら生産した農産物を加工して販売してみたい、他業種と連携して商品開発をしてみたいなど、６次化にチャレンジする方や、現在６次化に取り組んでいる方を応援します！下記の本事業をぜひご活用ください。

１　６次化相談員による相談対応について

　６次化に取り組みたいが何から始めればいいのか分からない、資金面が心配、専門家のアドバイスを受けたいなど、６次化に関するお悩みに相談員が訪問して対応します。

⑴相談内容　①本市農産物を活用した加工品の開発
　　　　　　②加工業者など、ほかの商工業者との連携
　　　　　　③販路開拓
　　　　　　④補助事業の紹介と申請支援

⑵料　　金　無料
⑶そ の 他　ご利用にあたっては、事前に問合せ先までお問い合わせください。

２　６次化に関する情報発信について

　市や県でおこなう、６次化補助事業や交流会、イベントなどに関する情報をメールにて随時配信しています。配信を希望される方は、問合せ先へご連絡ください。

３　すでに６次化へ取り組んでいる方へ！

　「わくろく（わくわくな福島市の６次化）発信プロジェクト」では、福島市産の６次化商品、菓子、メニューを福島市ホームページや公式SNSで紹介・PRします。ぜひご応募ください！詳しくは、市ホームページまたは、QRコードからご確認ください。

〈問合せ先〉　農業振興課 販売促進係　電話(529)7663

福島市　わくろく　登録　検索

～皆さんと一緒に有害鳥獣被害対策をすすめます～

有害鳥獣による農作物被害を防ぐためには、「侵入防止柵を設置する」、「有害鳥獣を駆除する」、「エサとなる物を片付ける」、「周辺を刈り払いして隠れ場所を無くす」ことなどの対策があります。自分の農地は自分で守り、地域ぐるみでお互い助け合いながらできることは共同で行い、市の支援を組み合わせて少ない被害で収穫期を迎えられるよう取り組みましょう。

● 農家の皆さんができること、侵入防止柵を設置・管理しましょう‼ ●

市ではイノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル対策の電気柵を助成しています。イノシシ対策としてワイヤーメッシュ柵も助成対象です。また地域・集落単位で侵入防止柵を設置する場合は国の補助事業を活用できます。

① **市侵入防止柵補助事業**（市補助）：補修及び個人で新設する場合は　１／３以内の補助。
３戸以上で新設設置する場合は　１／２以内の補助。

※ワイヤーメッシュ柵については１件あたりの補助上限額が30万円。
※お近くのJA営農センターにて受付をお願いします。

② **鳥獣被害防止総合対策交付金**（国補助事業）：資材費相当額の補助。
※要件があるため問合せ先まで事前にご相談ください。

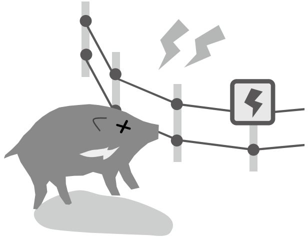

◉侵入防止柵は設置後の管理が重要です、機能しているか必ず点検しましょう。

● 捕獲事業を実施します！ ●

特別な資格技能を必要とする有害鳥獣の捕獲活動を市が実施・支援します。

① **イノシシ対策強化事業**：市ではイノシシの頭数・生息密度を下げて被害を軽減するため捕獲事業を実施します。（R３年度465頭）福島市鳥獣被害対策実施隊員（猟友会員）が活動します。

☆**参考**☆　市のほか県も捕獲事業を実施しており、令和３年度で298頭を市内で捕獲駆除しました。

② **ニホンザル・ツキノワグマ対策強化事業**：農作物被害軽減・人身被害防止を図るため、福島市鳥獣被害対策実施隊員がパトロール活動等を随時実施します。

③ **有害鳥獣対策専門職員**：野生鳥獣への知識・専門的な技能資格をもった職員を市に配置し、野生動物の調査・対策の立案・必要な対応を随時実施します。令和４年度も専門職員２名（丹野一好、濵島大輝）で農作物被害軽減・人身被害防止のために活動します。

「人物紹介：サル専門員　近野芳夫氏・横山弘氏より」

専門員から一言

サルの出没状況や「もっとこうしてほしい、もっとこうしたほうが良いなど」アドバイスをいただけると幸いです。サルが出没した際には農家さんにメールを発信してお知らせします！追払いも行います！ぜひサルメールを登録して一緒に鳥獣対策をしていきましょう！

近野 芳夫 専門員

横山 弘 専門員

● **情報受信用メールアドレス**（登録方法は下記メールアドレスに空メールを送信）

1	湯野地区	touroku@momo.ac	2	中野・平野地区	sarutouroku@momo.ac
3	大笹生・庭坂地区	monkey@momo.ac	4	佐原地区	mail@momo.ac

● **配信停止用メールアドレス**（解除と記載してメールを送信）
1　全地区共通　sugaxjp@icloud.com

※迷惑メール防止機能を設定している場合は、指定受信設定をしてください。【ドメイン指定：@momo.ac】

〈問合せ先〉　農業企画課 農業被害対策係　電話（525）3727

爆音機の適正使用について

爆音機の使用をめぐる周辺住民の方々とのトラブルを避けるため、できるだけ爆音機以外の防止策で対応されますようお願いします。やむを得ず使用する場合は、次のことを守ってください。

① **使用時間は午前６時以降日没までとし、特に午前６時以前の使用はしないでください。**

② **発生音量及び設定台数など、ほ場周辺の生活環境に十分な配慮をお願いします。**

〈問合せ先〉　農業企画課 農業被害対策係　電話（525）3727

水路の管理は適切に！

大雨時に水路から溢水しないよう、日頃から水路の土砂上げやゴミの除去を行い、適正な維持管理に努めましょう。水路、水門の管理作業は、安全第一を念頭に十分注意して行ってください。

〈問合せ先〉
農林整備課 管理係　電話（525）3728

電気さくは心理さく！適切に管理をしないと効果がありません...

①　**法律を守りましょう！**
適法な電気柵用電源装置（電牧器）を使いましょう。100V、200V電流から直接電気を流すことは、違法であり、人命にかかわる危険な行為ですので、絶対に行わないでください。危険表示板を必ず設置しましょう。

②　**24時間通電しましょう！**
電気柵は設置後できるだけ24時間通電することをお勧めします。クマやイノシシは夜行性ではありません。
昼間でも農地に出没します。

③　**全周を囲みましょう！**
野生動物は侵入可能な場所を探しながら柵沿いに移動します。きちんと囲むことが基本です。

④　**対象動物に合ったワイヤーの高さ、段数にしましょう！**
イノシシは２段（地面から20㎝間隔）、クマは３段（地面から20㎝間隔）で設置しましょう。その他の獣種については、電気柵のカタログなどを参考に設置しましょう。

⑤　**電圧は4000V以上で管理しましょう！**
電牧器から一番遠いところでも常時4000Ｖ以上出ているか確認しましょう。4000Ｖ以下の場合漏電している可能性があります。**下草が線に触れていないか、断線していないか確認しましょう。**

⑥　**ワイヤー、ガイシの向きに気を付けましょう！**
動物が電線に触れやすいように、支柱の外側を回るように設置しましょう。

⑦　**くぼみ対策をしましょう！**
U字溝やくぼみがあるところは、支柱を増やし、電線の下からの侵入を防止しましょう。又はくぼみを避けましょう。

⑧　**電気柵を使わないときは外しましょう！**
電気が流れていない電気柵は動物にとってだたの線だと学習させてしまいます。
学習した動物は電気柵を恐れなくなりほかの圃場に侵入する原因になります。

〈問合せ先〉　農業企画課 農業被害対策係　電話(525)3727

森林経営管理制度について

平成31年４月に森林経営管理法が施行され、「森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、適切な経営管理を行わなければならない」と義務付けられました。

適切な森林管理により持続可能な森林経営を促進し、防災機能や水源涵養など森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、林業経営に適した森林（人工林）は、森林所有者の皆さまからの申出により市が委託を受け、森林管理を実施することもできることとなりました。今後、適切な経営管理を持続的に行っていくため、森林所有者の皆さまに、森林の管理状況や経営管理の意向に関する個別調査を予定しておりますのでご協力をお願いします。

〈問合せ先〉
農林整備課 地籍森林係　電話(525)3729

森林を取得したら届出が必要です

森林法の規定により、新たに森林を所有した場合は、市への届出が必要です。

1　届出の対象
個人・法人を問わず、売買や相続等によって森林の土地を新たに取得した方は届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。
ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要です。

2　届出の内容
「森林の土地の所有者届出書」に必要事項をご記入のうえ、位置図、登記事項証明（登記簿）などの所有者となったことが分かる書類を添えて届出ください。
届出書は農林整備課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

福島市HP

3　届出期間と届出方法
土地の所有者となった日から90日以内です。
郵送又は電子申請による届出も可能です。

〈問合せ先〉　農林整備課 林務係　電話(525)3729

スマート農業の推進に向け検討を進めています

昨年11月に農業者をはじめ学識経験者、農業関係機関を構成メンバーとする「福島市スマート農業検討会」を設置し、本市におけるスマート農業のあり方等について検討を進めています。

検討会では、ICT技術により様々なデータを有効に活用する「データ駆動型農業」や、農業現場のニーズを踏まえた「スマート農機の導入」などについて、話し合われました。

今年度は、スマート農機の実証実験などを通じて、農業者へ情報発信を行うとともに、普及に向けた環境づくりについて検討を進めていきます。

人に自動で追従する運搬ロボット

「はかり」を使用している農家の皆様へ

２年に１回「はかり」の定期検査が必要です

商店・農家の取引や証明のために使用する「はかり」は、適正な計量を確保するため、「計量法」の規定により、２年に１回の定期検査を受検することが義務付けられています。「はかり」を使用し事業を営んでいる方の中で、受検したことのない方は、必ず定期検査を受検してください。

●令和４年度対象地区　渡利、杉妻、東部、吉井田、西、土湯温泉町、立子山、松川、信夫、吾妻、蓬莱

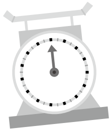

受検義務のある「はかり」の一例
- 農産物などの売買、出荷や宅配便の受付のための「はかり」
- 観光農園や農産物直売所における料金算定や量目表記のための「はかり」

※目安程度に使用する場合は、定期検査の必要はありません。
詳細は、福島市ホームページ「ふくしまの計量」をご参照ください。

〈問合せ先〉　一般社団法人 福島県計量協会　電話(521)4035
〈担当課〉　商工業振興課 商業振興係　電話(525)3720

農水省公式アプリ

「MAFFアプリ」を活用してみませんか

無料！

MAFFアプリは、気象情報、農業関連施策、セミナーや災害対策等の情報を、農林水産省から直接お届けするスマホアプリです。
将来的には様々な手続き・申請をオンラインでできる「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」や農薬検索・農地検索機能等とも連携される予定です。

App Store

Google Play

福島市公式LINE「お知らせ（農業関係者）」の登録を！

福島市公式LINEでは、皆さまの営農に役立つ様々な情報を発信しています。

友だち追加後は⚙受信設定から配信情報選択をお忘れなく！

〈登録方法〉
①LINEの「友だち追加」から右のQRコードを読み取るか、または②「検索」から「ID」で「@fukushimacity」を入力し、「福島市」を友だちに追加してください。

〈問合せ先〉　農業企画課 農政企画係　電話(525)3726

福島大学公式マスコットキャラクター めばえちゃん

こんにちは、福島大学食農学類です
第９回『研究紹介と今後の抱負～「なかりせば」を考える～』

皆さん、こんにちは。福島大学・食農学類・農業経営学コースの高山です。
私は「農業政策を客観的に評価する」ことを研究しています。これまで日本経済や国際環境の変化に対応して農業政策が実施されてきましたが、その政策は国民や農家のためになったのかどうかが気になります。仮に国民のためになっていないのなら、その政策を考え直す必要があります。では、その評価はどのように行えば良いのでしょうか？キーワードとなるのは「なかりせば」です。「なかりせば」とは、「もしなかったなら」を意味します。
農業政策が「もしなかったなら」という仮想的な世界をつくり、農業政策が実施された現実の世界と比較します。そうすれば、農業政策によって世界がどのように変わったかがわかるはずです。こうした作業を膨大なデータを使い経済学・統計学の知識を駆使して行います。そして、その成果を発表し、政策・施策の設計・見直しにつなげていきます。

食農学類　高山太輔　准教授

福島では東日本大震災からの農林水産業の復興支援のために様々な取組が行われてきました。これらの取組の評価や成果を明らかにし、積極的な情報発信を行っていきたいと思います。

研究室でパソコンに向かうだけでは現実離れした机上の空論になってしまいます。
そのため農家の方からお話を伺うために現場に足を運びます。

～公設地方卸売市場からのお知らせ～

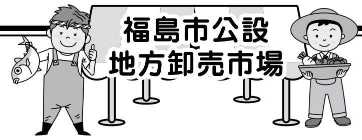

出荷者の皆さんへ

福島市公設地方卸売市場の５月から８月までの休業日は次のとおりです。
なお、日曜日は３部とも休業日ですので、出荷される際にはご注意ください。

部類	休　業　日
青果部	毎週水曜日、５月３日(火)、５月５日(木)、７月18日(月)、８月11日(木)、８月15日(月)、８月16日(火) ※ただし７月20日(水)、８月10日(水)、８月17日(水)は開場日
水産物部	毎週水曜日、５月５日(木)、７月18日(月)、８月11日(木)、８月15日(月)、８月16日(火) ※ただし７月20日(水)、８月10日(水)、８月17日(水)は開場日
花き部	毎週木曜日、７月23日(土)、８月６日(土)、８月13日(土)、８月16日(火)、８月17日(水)

〈問合せ先〉　市場管理課　電話（553）1213

～農業委員会からのお知らせ～

～農業者年金受給権者の皆様へ～
現況届提出のお願い

農業者年金「現況届」の用紙が５月下旬に農業者年金基金から農業者年金受給権者ご本人に送付されます。同封されております記入例をご覧のうえ必要事項をご記入いただき、６月30日(木)までに農業委員会事務局、または最寄りの支所・出張所、JA各支店へご提出ください。なお、期限内に提出がなかった場合、年金の支払いが一時止まる場合がありますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。また「現況届」の用紙が届かない場合は、お早めにお問い合わせください。

農地の適正な管理を！

近年、遊休農地が増加しています。遊休農地は、単に雑草の繁茂や病害虫の発生に留まらず、ゴミなどの不法投棄や火災の要因、さらには周辺農地へ重大な悪影響を及ぼすことになります。自ら耕作できない場合であっても、農地所有者の責任として、雑草の刈り払い、樹木の伐採、病害虫の駆除などを行い、農地の適正な管理に努めましょう。

令和４年度の農作業賃金・農作業料金標準額の目安がまとまりました

令和３年度に実施した市内農家の方へのアンケートを基に、農作業賃金と農作業料金の標準額の一覧表を作成しました。一覧表は市役所各支所に備え付けてあります。また、市のホームページでもご覧いただけますので、ご参照ください。

※令和４年度中に最低賃金が変更され、設定した農作業賃金標準額が最低賃金を下回る場合には、最低賃金以上の額に読み替えるようお願いいたします。

〈問合せ先〉　農業委員会事務局　電話（525）3779

ふくしま農業求人サイト「みつかる農しごと」を　ぜひご活用ください！

人手がほしいっ!!　そんな時に！

ふくしま農業求人サイト「みつかる農しごと」は、福島県とJA福島中央会がタッグを組んで農業労働力確保を支援する農業専用の求人サイトです。サイトの利用は求人者（農業者）、求職者（被雇用者）ともに無料で、県農業協同組合中央会無料職業紹介所と県内の職業紹介所が業務連携し、面談や雇用契約をサポートします。

また、求人者がサイトへの求人情報を登録できない場合、JAや県から求人情報の入力作業などの支援を受けられます。農作業の人手がほしいとお困りの方はぜひご活用ください。

〈問合せ先〉　JA福島中央会 無料職業紹介所　電話（554）3042

「農政だよりアンケート」にご協力ください

「福島市農政だより」について、読者の皆様からのご意見をお聞きしています。
右のQRコードを読みとりのうえ、「農政だよりアンケート」にご協力ください。
〈問合せ先〉　農業企画課 農政企画係　電話（525）3726